

平成 20 年度事業にかかる監事監査結果報告書

平成 21 年 6 月 26 日

独立行政法人 医薬基盤研究所

監事 大田 晋

監事 小南悟郎



独立行政法人通則法第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成 20 年度にかかる業務および会計の実施状況について、次のとおり定期監査を実施したので、その結果を報告する。

監査実施の概要

1 監査の対象とした期間

平成 20 事業年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）

2 監査対象事業

当研究所で実施されている全部門の全事業（業務および会計経理）

3 監査の方法

各部作成の説明資料に基づく説明を受け、それに対する質疑応答と意見交換。

4 今回の監査の重点事項

事業開始以来 4 年目に当り、研究所事業の平成 20 年度の業務の実施状況を詳しく点検するとともに、これまでの業務の流れと進捗状況も併せて聴取し、また、次年度が第 1 次中期計画の最終年次（5 年目）に当たることから、参考までに次年度の業務取組み予定についても説明を聞いた。なお、監査を進めるにあたっては、業務遂行の適法性はもちろんのこと適正さ、効率性についても着目した。

今年度監査実施の重点は次のとおり。

- 1) 研究事業の具体的成果。（研究成果、外部資金の獲得、共同研究、研究助成等）
- 2) 研究所業務および成果等の対外的発表（広報活動）の状況。
- 3) 霊長類医科学研究センター事業の組織運営・管理。
- 4) 随意契約の適正化を含めた入札・契約状況および情報開示の状況等。

監査結果

第1 業務全体について

- 1 平成20年度は、初代理事長（山西弘一）の任期（4年間）最終年であった。これまでの4年間は、研究所の開所、諸規定の整備、研究者の募集、世の中への情報発信など研究所の立上げから本来業務である研究事業の推進まで多岐にわたる多忙な時期であった。限られた時間と人的資源のなかで、今日まで本研究所活動を発展させてこられたことは、理事長をはじめとする役職員の努力と多くの関係機関・者の理解・協力によりはじめて可能となったものである。そうした人々のこれまでの尽力を評価したい。
- 2 本研究所の研究活動の中心は、あくまでも医薬品開発を視野に入れた「橋渡し研究」、「創薬的研究」であり、また、事業展開にあたって、内部研究を推進することはもちろんのこと外部機関・研究者と密接に連携・協力して事業を進めることに特徴がある。この基本的観点から、これまでも共同研究や委託研究が実施されてきたが、本研究所が独立行政法人であることを再認識し、今後さらに製薬企業、研究機関など外部組織との連携・協力が強化されることが望ましい。
- 3 研究所活動も4年が過ぎたことから、その成果が見える形で現れるものも出てきている。研究成果の公表は、学会発表や専門誌への論文発表だけでなく、国民にも理解され、関心が持たれるものでなくてはならない。この観点から、今年のiPS細胞の研究開発に当研究所が大きく寄与していたことが広く取り上げられたように、研究成果の公表は、タイミングをはずすことなく、国民一般を対象にマスコミ等を使って行うことも大切である。今後、広報担当部署の整備により、広報活動が一層充実強化されることが望まれる。
- 4 当研究所の執行役員は、発足以来、常勤の理事長のほか非常勤の理事一人のみというきわめて異常な体制である。今後の行政改革の流れの中で他研究機関との統合を図る場合、役員の数および質は、事業規模と内容に適確に対応したものでなくてはならない。そのための組織・人員の整備・充実が強く望まれる。
- 5 研究にはさまざまな機器が使用されるが、それらの有効で効率的な利用のためには研究関連機器の全体を把握し、無駄な購入や重複購入あるいは無断廃棄などのないよう組織的対応が望まれる。
- 6 研究にはさまざまな試薬等の化学物質が使用され、中には法的にその管理責任が規定されているものもある。本研究所における化学物質の使用状況および管理システムの再点検を行い、その結果に基づき適切な対応をされたい。

第2 業務各分野に関する意見

1 総務部は、給与支給、出張業務、研究資金の出納など各部にかかわる業務を担当しており、その業務処理は以前に比べ迅速になってきている。

しかし、総務部と企画調整部の業務分担が不明確なことも多く、その見直しと明確化が求められる。また、筑波霊長類医科学研究センターなど本庁以外に所在する研究部門の予算に関する事務分担および処理責任のあり方の再検討が必要である。一方、総務部においては、各部あるいは各事業の消費電力量など業務遂行コストを点検するうえで必要不可欠な基礎的データの整理ができておらず、今後、より効率的かつ適正な研究所運営のあり方を検討するために、基礎データの把握、整理、分析を行うことが求められる。

なお、随意契約については、年々契約額が減少してきており、適正化が進んでいる。

2 企画調整部は、開所当初から諸規定の整備をはじめ当研究所の基盤を固めるうえで重要な役割を果たしてきた。当部の業務は企画と調整の二本立てであるが、現実には調整業務の対応に多くの労力を費やしている。今後は、企画・戦略部門に一層の重点を置くべきであり、そのための組織人員の充実を図るとともに、当部の名称変更も検討されるべきである。

3 基盤的研究部のプロジェクトの中には創薬につながる可能性のある成果も出てきている。これら研究については特許の申請など実用化への対応も並行して行っていく必要がある。

一方、これまでに期待された成果がまだ見られないものもある。これまでの4年という事業実施期間をみたとき、当初期待された成果が見えてこないものについては、次の中期計画の検討の中で、時代の要請にあったより研究成果が見込まれるプロジェクトへの転換などを図るべきである。

4 生物資源部にあっては、細胞バンク事業の展開におけるHS（ヒューマンサイエンス）財団との業務提携のあり方のなかで、とくに細胞提供に係る技術支援料については、本研究所が行う技術支援関連業務量および売上高に対応した額に引き上げることを検討すべきである。

5 NMRの利用は研究所内部および外部の利用が進められてきているが、より効率的かつ有効な利用を推進する観点から、NMR 運転コストの点検、利用料の水準の妥当性の検証、利用状況の把握、製薬企業等の利用意向調査などを実施すべきである。

6 研究振興部は、現在、基礎的研究推進事業の評価指数として、論文発表数、特許出願数を用いている。しかし、近い将来に実用化を目指した基礎的研究を支援する本事業の趣旨を考えたとき、より適切な評価指標の検討も行われるべきであろう。

- 7 薬用植物資源研究センター和歌山研究部は、今のままではこれ以上の役割は期待できない。今後、閉鎖も視野に入れた適切な対応のあり方を検討すべきであるが、その場合、最近の中国等の生産国における輸出制限、薬用植物栽培の日本国内回帰の動きなど新しい環境の変化も勘案しながら検討されるべきである。
- 8 筑波霊長類医科学研究センターは、世界でも稀にみる高品質サルを有する研究施設である。しかしながら、飼育棟の冷暖房費などにより以前から構造的運営費が不足する状況にあり、現在のままでは今後の事業遂行は難しくなるものと考えられる。このため、飼育サルの無料提供の見直し、飼育コストに見合った利用料の引上げ、施設使用料の見直しなど、自己財源の確保に徹底的に取り組むことが求められる。

第3 会計監査

- 1 平成20年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書並びに連結財務諸表については、関係法令、業務方法書その他の諸規程に従って処理され、研究所の財務状態及び運営状況を正しく示していると認められる。
また、平成20年度決算報告書は、関係法令に従い、適正に処理されていると認められる。
- 2 平成20年度事業報告書は、関係法令に従い、当研究所の会計処理の状況、業務の執行状況を正しく示していると認められる。
- 3 会計監査人「監査法人トーマツ」の監査の方法および結果は、適正かつ妥当と認められる。
- 4 会計監査人からの指摘事項のうち相当部分は改善されたが、なお残された課題については早急に対応されたい。また、課題の中には、本研究所固有の問題とはいえ、国の予算決算の仕組みの問題からくる構造的なものがあり、これについては国（厚生労働省担当部局）に対し十分に説明し、その改善などの適切な対応を求められたい。

— 以上 —

平成21年3月30日

平成20年度内部監査報告

独立行政法人医薬基盤研究所
理事長 山西 弘一

監査チームリーダー 猪股 以夫里

独立行政法人医薬基盤研究所内部監査規程第10条の規定に基づき、独立行政法人医薬基盤研究所の平成20年度内部監査について以下のとおり報告します。

1 監査概要

平成20年度内部監査計画に従って①、②、③について監査を実施した。監査は、監査期間中（平成20年3月16日、18日）8名で実施した。

2 監査結果

- ① 給与事務監査については、主に諸手当関係を検証したが国の書式を使用していることや印漏れなどが見られたが、規程どおり適正に処理されていた。
- ② 契約事務監査については、多少印漏れなどが見られたが、適正に処理されていた。
- ③ 霊長類実験施設の業務管理については、「標準作業手順書」に従って適正な動物の取り扱いがなされているが、安楽殺を実施するための確認書において霊長類医科学研究センター長（以下「センター長」という。）が可否を決定しているが、「サル類の安楽殺実施マニュアル」においてセンター長の可否決定について記載がされていない状況であった。
また、サル逃亡時及び災害時の対応について緊急連絡網は作成されているが対応マニュアルが整備されていない状況であった。
また、関連規程などの遵守状況は規程、手順書等により適正に行われて

いるが、一部、霊長類医科学研究センター独自の細則等が見受けられる状況であった。

3 検討事項

① 認定簿などの書類のファイリングについては、職員毎にファイルするなどわかりやすいようにファイリングすること。また、扶養届など国の書式を使用しているが、様式を改めること。

② 特になし。

③ 霊長類実験施設の業務管理については、適正に管理されているが、一部、霊長類医科学研究センター独自の規程等が見受けられることから医薬基盤研究所の本体規程との整合性を図る必要がある。また、サル類の安楽殺の実施についてはセンター長が可否を決定するため、マニュアルにおいてセンター長の可否決定について記載を盛り込む必要があると思われる。

また、サル逃亡時及び災害時の対応について、ガイドラインに沿ったマニュアルを作成する必要があると思われる。

以上